

令和8年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

9 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和8年7月分)	・・・ 1
2. 秋の全国交通安全運動 推進要綱	・・・ 5
3. 9月30日は事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日です！	・・・ 8
4. 令和8年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領	・・・ 11
5. 「過労死等事故防止対策セミナー」開催のご案内	・・・ 13
6. 「荷役災害防止担当者研修会」開催のご案内	・・・ 16
7. 乗務員向け講習会のご案内	・・・ 17
8. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・ 20
9. ドライバーのスクリーニング検査の支援を開始します	・・・ 23
10. 自賠責保険・共済のご案内	・・・ 24
11. STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	・・・ 25
12. 第77回全国労働衛生週間	・・・ 27
13. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・ 29
14. 会員名簿の変更について	・・・ 30

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和8年7月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和8年7月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和8年7月の運賃指数の概要

1. 令和8年7月の運賃指数は、前月比3ポイント増、前年同月比3ポイント増の137となった。
2. 7月末現在の求車登録件数は、126,117と前年同月比1,309増(1.0%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,653	6,726
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	289,502	96,027

※令和8年度は令和8年7月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

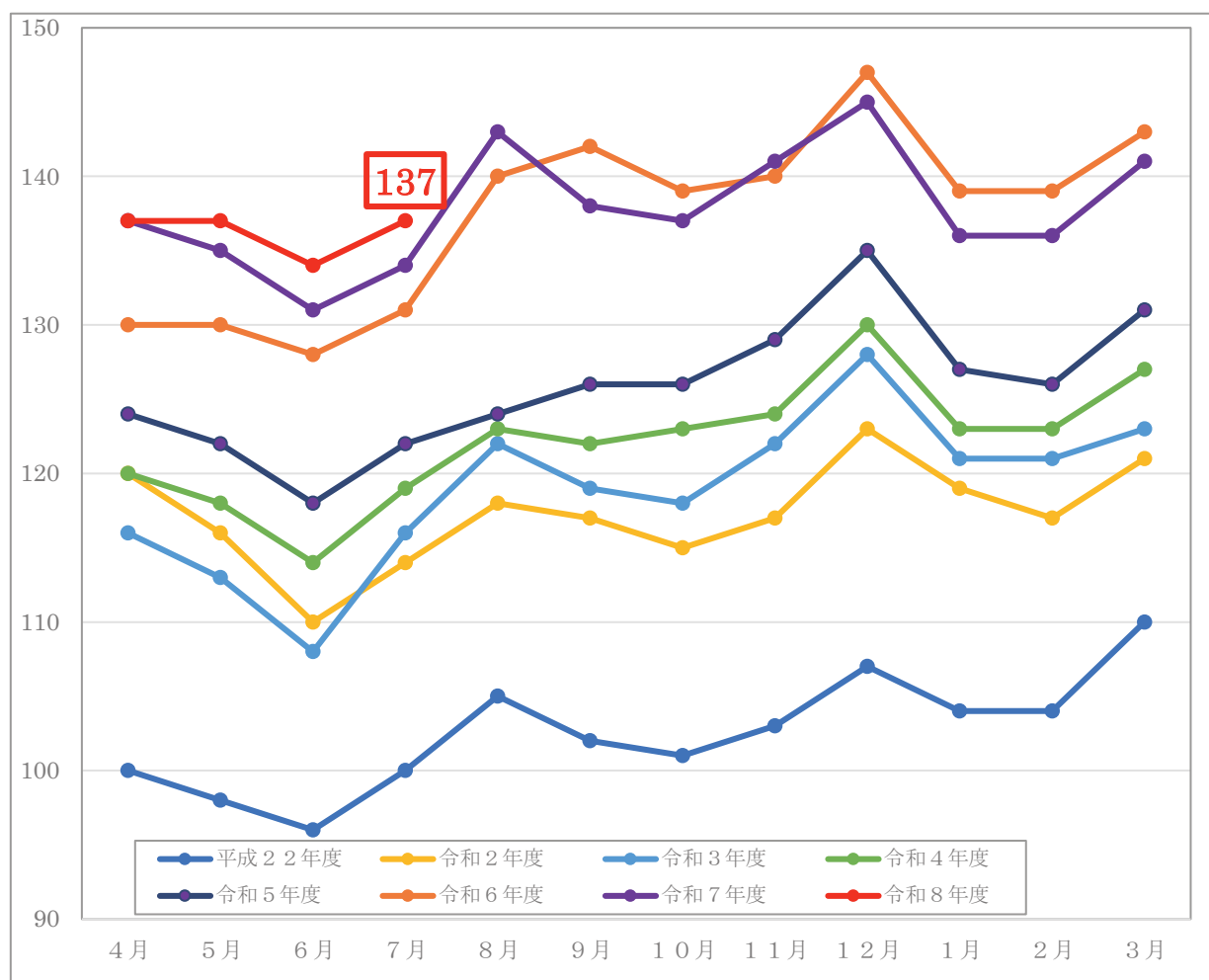
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	1,659,296	482,775

荷物情報 (求車)	令和8年7月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	126,117	1,309	1.0%	31,094	32.7%
成約件数	24,888	-508	-2.0%	1,089	4.6%
成約率	19.7%	-0.6ポイント	—	-5.3ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	134	143	138	137	141	145	136	136	141
令和8年度	137	137	134	137								

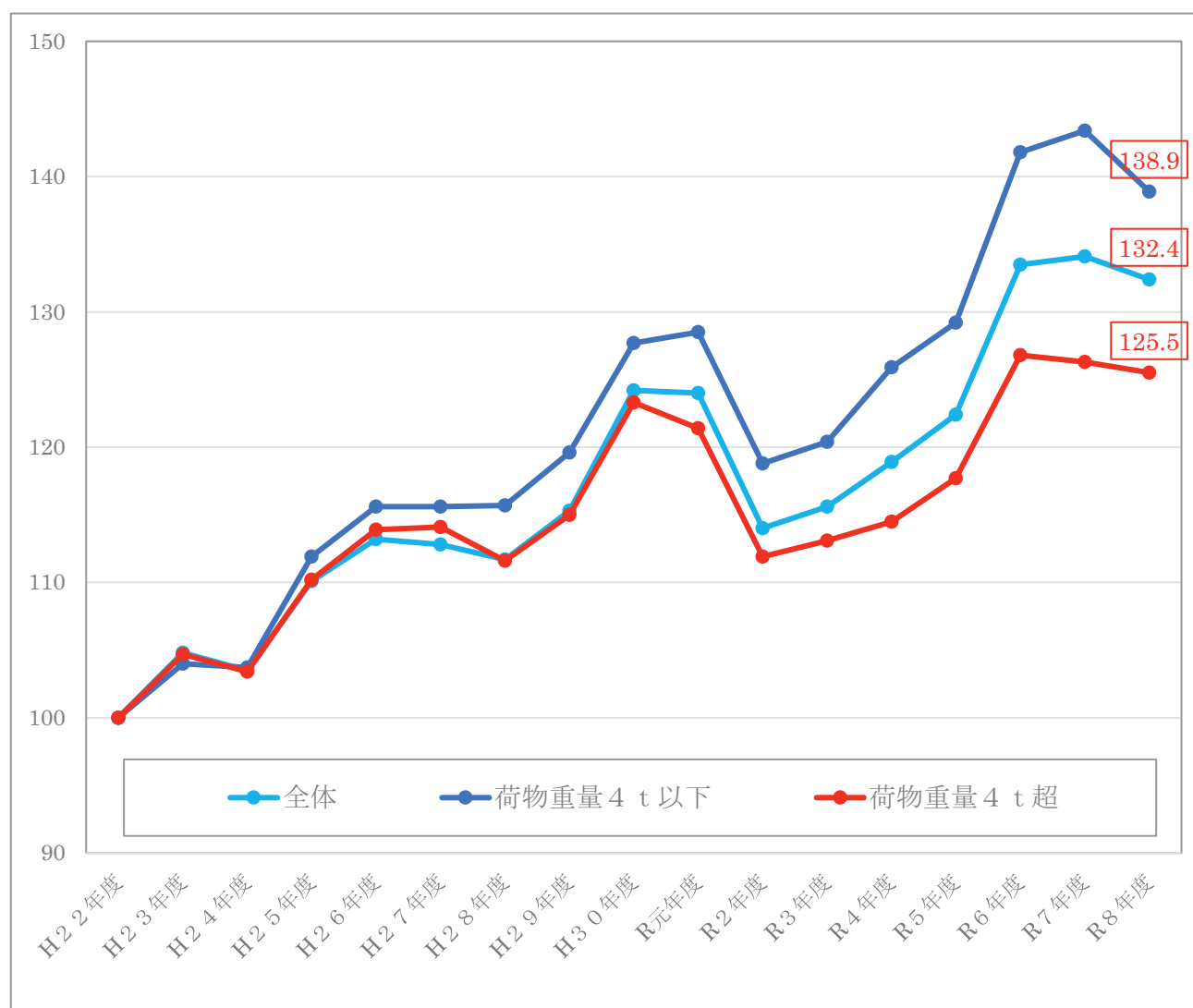


※グラフは平成23年度～令和元年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	134.2	132.4
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	143.5	138.9
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	126.3	125.5



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 磯貝
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL 03-3357-6068

令和8年

秋の全国交通安全運動 推進要綱

期間：令和8年9月21日(月)～令和8年9月30日(水)

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

スローガン

「交通事故死者ゼロ 目指すけん かがわ県」

運動重点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

運動の推進要領

○ 県市町

- ・ 関係機関・団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図り、交通安全意識の向上にむけた諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をする。
- ・ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、ポスター、広報車、デジタルサイネージ等、各種媒体を活用して広報啓発活動を活発に展開し、交通安全意識の向上を図る。特に交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSによる情報発信を積極的に展開する。

○ 各推進機関・団体

- ・ 組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン等の諸活動を展開し、又は支援する。
- ・ 所属の全職員に対して本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をする。

○ 家庭・学校・職場・地域

- ・ 幼児、児童、生徒、青年、成人及び高齢者等、心身の発達段階に応じた交通安全に関する教育を行うとともに、「地域の安全は地域で守る」という連帯感の醸成と交通安全意識の涵養につながる街頭指導や交通安全指導、広報啓発活動を積極的に推進する。

効果評価の実施

県市町等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

香川県交通安全県民会議

令和8年 秋の全国交通安全運動 運動重点と推進項目

重点1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

○歩行者の交通ルールを理解・遵守の徹底

- 歩行者が被害に遭う交通事故は、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視等の法令違反がある場合が多いことなど、歩行者が被害に遭う交通事故実態を踏まえた交通ルールを遵守するための取組の推進
- 横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を手を挙げるなどして明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- 安全な道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童への教育を促す取組の推進

○歩行者の交通事故防止対策

- 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 通学路、幼児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動の推進
- 「生活道路が人の優先」という意識を浸透させるための広報啓発を推進するとともに、「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- 通行の妨げとなる不法占拠物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進
- 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時となることの広報啓発の推進



重点2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

○夕暮れ時の交通事故防止対策

- 夕暮れ時から夜間における死亡事故の特徴（日の入り後1時間における横断中の事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- 夕暮れ時におけるライトの早めの点灯を促す取組の推進
- 夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進
- 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

○運転者の歩行者優先意識等の徹底

- 運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- 横断歩道等歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や、横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守を促す取組の推進



○飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域・職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第92号）により、酒酔い運転の罪等の構成要件を明確化するための数値基準が設けられたこと及び飲酒運転はこれらの規定に基づき厳正に処罰されることについての周知

○「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進
- 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進



○妨害運転等・いわゆる白タク行為等の防止対策

- 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- いわゆる白タク、白トラ、白バス行為を防止するため、これらの行為が道路運送法等違反となることなどについての広報啓発の推進

○外国人運転者の交通事故防止対策

- 母国との交通ルールの違い等を理解するための、啓発動画やリーフレット等を活用した交通安全教育の推進
- レンタカー事業者等と連携した車両貸し出し時におけるパンフレット等による日本の交通ルールの周知
- 日本語学校や外国人コミュニティ等における交通安全教育等の推進
- 外国人労働者を雇用する使用者等による交通安全教育の強化
- 安全運転管理者選任事業者に対する交通事故防止に向けた安全運転指導を促す働き掛けの推進

○二輪車の運転者に対する広報啓発

- 二輪車の特徴（車の死角に入りやすいなど）の周知及び防寒対策がなくしっかりと締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 若年層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転の実践指導、交通安全教育・広報啓発の推進
- ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダルのみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の運転に当たり、無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等の交通ルールが適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

○自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底

- ・ 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえた、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認や歩道通行時の歩行者優先のほか、飲酒運転、「ながらスマホ」、夜間の無灯火走行、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並走の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ 警察庁が作成した「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知や、「自転車の交通安全教育の充実化に向けた官民連携協議会」が作成した「自転車の交通安全教育ガイドライン」を踏まえた、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体による、それぞれが有する知見や教育機会を活用した心身の発達状況等のライフステージに応じた交通安全教育の推進
- ・ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進



○自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策

- ・ 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射用品等の取付けを促す取組の推進
- ・ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座椅に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ・ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- ・ 香川県自転車の安全利用に関する条例において定められた、自転車事故の被害者救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

○特定小型原動機付自転車利用時の交通ルールの理解・遵守の徹底と乗車用ヘルメットの着用促進

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、歩道通行等の通行区分違反、横断歩行者妨害等の歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反等を防止するための効果的かつ適切な交通安全教育の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- ・ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進



重点4 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- ・ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視覚障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ・ 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実証型の交通安全教育及び広報啓発の推進
- ・ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ・ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口や安全運転相談ダイヤル（#800：シャープハレバレ）の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発の推進

重点5 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- ・ シートベルトの着用位置の調整、チャイルドシートの確実な取付方法や正しい着座方法等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進
- ・ 体格等の事前によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- ・ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

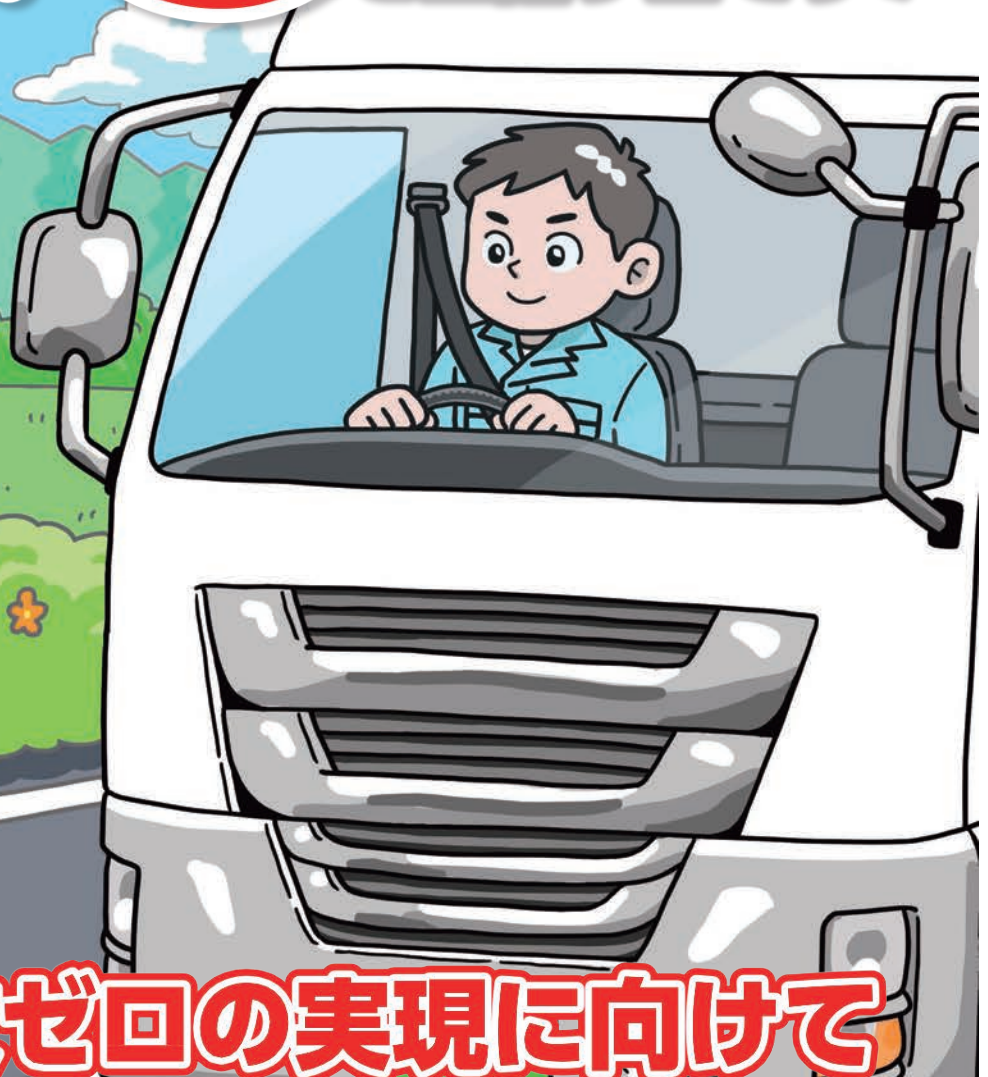


4月10日※・9月30日は事業用トラックの

**交通
事故**

ゼロ

を目指す日です！



**交通事故ゼロの実現に向けて
安全運転の確保に努めましょう！**

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります



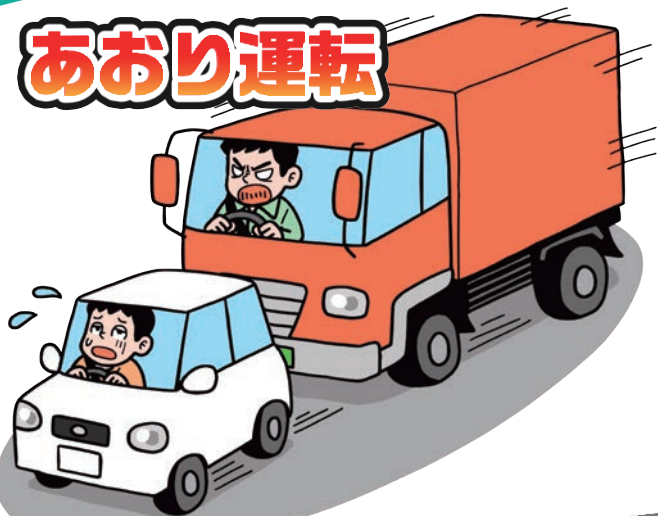
公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は**厳禁**です!

あおり運転



交通の危険のおそれを生じさせた場合

3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

違反点数 **25点** 免許取消(欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金

違反点数 **35点** 免許取消(欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

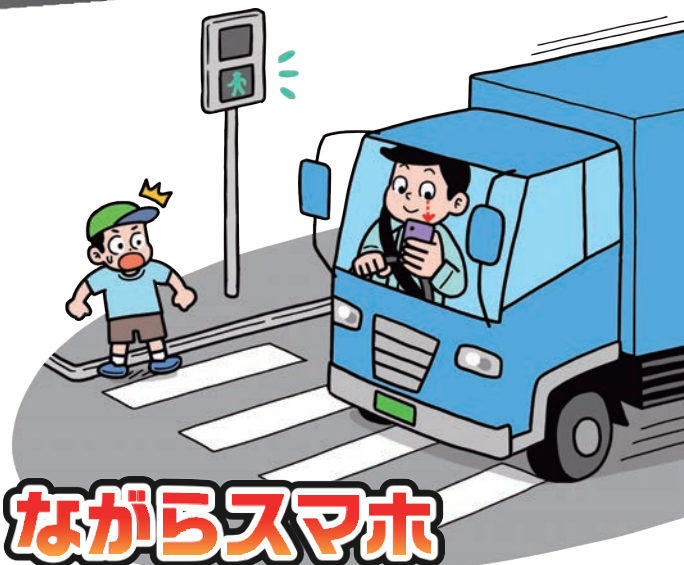
6ヶ月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

違反点数 **3点** 反則金(大型車) **2万5千円**

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

違反点数 **6点** 直ちに刑事手続きへ



ながらスマホ

速度超過等



とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの**最高速度が時速90キロに引き上げ**られました*が、**不正改造(リミッター解除)**などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、**車両通行帯違反(右側車線を走行し続ける)**や、**車間距離の不保持**といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く

※実際の道路標識等の最高速度が優先

運転マナーを遵守しよう!

ペットボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう!

トラック輸送に関する安全対策(危険運転、スピードリミッター不正改造等)、環境対策(アイドリングストップ、騒音等)についてのご意見は右記までお願いします。

全日本トラック協会
「ご意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/ippan/maibox.html>



掲示用

運転中のスマホ ダメ ぜったい

「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が急増!!

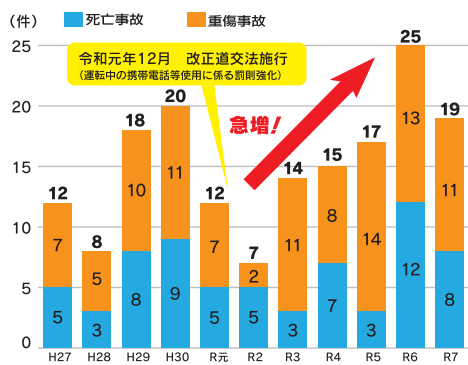


携帯電話等を
使用していると、

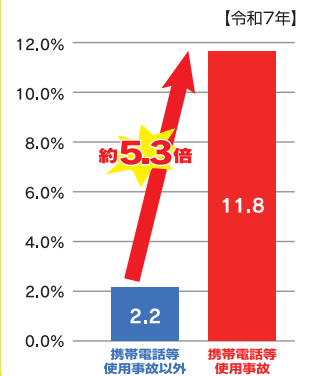
死亡事故
の確率が
約5倍!

JTA 公益社団法人
全日本トラック協会

携帯電話等使用による
死亡・重傷事故件数の推移



携帯電話等使用の有無別
死亡事故率の比較



事業用貨物自動車(軽貨物を除く) 出所:(公財)交通事故総合分析センター

令和8年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実施要領

令和8年4月7日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が後を絶たず、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められている。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、高止まりしている大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠である。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和8年9月1日(火)から9月30日(水)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態	同左
		2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	同左
		3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左
			1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2)「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和8年9月1日(火)～9月30日(水)）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月13日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いいたします。

以 上

令和8年9月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和8年度 過労死等防止対策セミナー ～ドライバーの体と心を守る～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、事故防止等に関する各種施策を実施しておりますが、昨年度に引き続き、標記セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催で実施します。

本セミナーでは、過労死等や健康起因事故の現状を知り、ドライバーが健康であるために、管理者がどうドライバーに生活習慣の改善等を促すか手法を考え、学びます。

セミナー内では、講演のほか、グループ編成による意見交換を行います。他社の健康管理に関する取組の好事例などから新たな気づきを得ていただくことで、過労死等の防止並びに健康起因事故の削減を目指すこととしています。

トラックドライバーの健康管理ならびに各事業所の健康起因事故削減のために是非ご参加ください。

敬具

記

1. 日 時 令和8年10月8日（木） 13:30～16:30
2. 場 所 ホテルパールガーデン 新館6階「インペリアルA」
3. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社大阪支店 担当者
4. 内 容
 - (1) 座学【脳・心臓疾患】
 - ・過労死等の現状
 - ・健康起因事故に対する国の動向
 - ・ドライバーの異変への気づき
 - (2) グループワーク
 - ・トラックドライバーとの対話
 - (3) 座学【精神障害】
 - ・過労死等の現状
 - ・精神障害の基礎知識と対策
 - ・ストレスチェックの重要性
 - (4) グループワーク
 - ・心の健康に配慮した職場環境作り

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 5. 対 象 者 | 経営者及び運行管理者等 |
| 6. 募集人数 | 定員 6 4 名（定員になり次第締め切ります。） |
| 7. 申込方法 | 別添「参加申込書」にご記入頂き、お申し込みください。 |
| 8. 持 参 物 | 名刺 2 枚・筆記用具 |
| 9. 主 催 | （公社）全日本トラック協会、（一社）香川県トラック協会 |
| 10. 問合せ先 | 一般社団法人香川県トラック協会適正化事業課（担当 中平） |
| 11. そ の 他 | Gマーク申請の加点対象です。（管理者・ドライバー共に 3 点） |

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課 宛
(返信先FAX番号) 087-821-4974

令和8年度過労死等防止対策セミナー
～ドライバーの体と心を守る～
参加申込書

事業所 支店・営業所名		(申込担当者)
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ③	所属・役職	
	氏 名	

※定員 64 名になり次第、締め切らせていただきます。

〈締 切 日〉 令和8年9月24日 (木)

荷役災害防止担当者研修

(陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。

関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和8年10月9日(金) 13:00～17:00

開催場所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
高松市福岡町3丁目2-3

定員 30名 ※先着順

内容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等向け)
荷役災害防止担当者教育

カリキュラム

- (1) 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務
- (2) 荷役作業における労働災害防止対策
- (3) 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚
- (4) 荷主等と陸運事業者との連絡調整
- (5) 関係法令

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防香川県支部までファックスでお申込み下さい。
なお、受講票等は送付いたしません。

申込締切は、令和8年9月30日(水)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、受講証明書をお渡します。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)香川県支部 TEL 087-851-6251

(切り取らずにそのままご送信ください。)



参加申込書

FAX : 087-821-4974

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種:)		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒 - 電話番号() - - ご担当者		

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外は使用いたしません。

事 務 連 絡

令和 8 年 9 月 1 日

会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 8 年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 令和 8 年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
5. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）開催日程表

（注意事項）

- ・受付時間は開催時刻の30分前からを予定しております。
- ・サンダル履きでの講習参加はご遠慮いただいております。
- ・お申し込みをいただいた場合でも、天候や申込者数によっては急きょ中止となることがあります。予めご了承ください。

○乗務員一般講習（開催回数 7回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年 4月11日(土)	第259回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6 ※第261回、第262回は台風のため中止
	第260回	13:30～16:30	
6月27日(土)	第261回	9:00～12:00	
	第262回	13:30～16:30	
8月22日(土)	第261回	9:00～12:00	会場 ユープラザ うたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁88
9月12日(土)	第262回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第263回	13:30～16:30	

○乗務員ステップアップ講習（開催回数 6回）

開催日	開催回	開催時間	開催場所
令和8年 4月25日(土)	第124回	9:00～12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第125回	13:30～16:30	
5月23日(土)	第126回	9:00～12:00	
	第127回	13:30～16:30	
10月24日(土)	第128回	9:00～12:00	
	第129回	13:30～16:30	

令和 年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 御中

(申込FAX番号 087-821-4974)

令和8年度 乗務員講習会（一般・スキルアップ）申込書

事業者名・営業所名	(申込担当者名)
-----------	----------

【受講希望者情報】(各項目について漏れなくご記載ください。)

※修了証を発行いたします。氏名の誤りがないようお申し込みください。

	氏 名	生年月日	通算トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 9月12日(土) 第262回(AM) ・ 第263回(PM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 9月12日(土) 第262回(AM) ・ 第263回(PM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型 小型
		月 日 (満 歳)		
	参加希望講習 (○印記入)	(一 般) 9月12日(土) 第262回(AM) ・ 第263回(PM) (ステップ) 10月24日(土) 第128回(AM) ・ 第129回(PM)		

令和 8 年 9 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

< 初任運転者講習会 >

第1回 令和8年 4月 9日 (木)	第5回 10月 8日 (木)
第2回 6月 4日 (木)	第6回 12月 3日 (木)
第3回 7月 9日 (木)	第7回 令和9年 1月 28日 (木)
第4回 9月 10日 (木)	第8回 2月 4日 (木)

< 事故惹起運転者講習会 >

第1回 令和8年 5月 21日 (木)	第5回 令和8年 1月 21日 (木)
第2回 7月 2日 (木)	第6回 3月 4日 (木)
第3回 9月 17日 (木)	
第4回 11月 26日 (木)	

2. 開催時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受 講 料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 2 0 名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和8年 4月 9日（木）		10月 8日（木）
終了	6月 4日（木）		12月 3日（木）
終了	7月 9日（木）		令和9年 1月28日（木）
	9月10日（木）		2月 4日（木）

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和8年 5月21日（木）		令和9年 1月21日（木）
終了	7月 2日（木）		3月 4日（木）
	9月17日（木）		
	11月26日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
	-----	昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

自動車運送業のみなさまの健康起因事故を防止するため、

ドライバーの

スクリーニング検査の 支援を開始します

支援対象



- 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に係る経費
- 脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査）に係る経費
- 心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査）に係る経費
- 眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）に係る経費

※健康保険適用外として実施されるものに限る。



自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者

● 検査対象者 **バス** **タクシー** **トラック** のドライバーのみ

補助対象事業者



申し込みから交付までの流れ

交付決定

スクリーニング
検査の予約・受診

検査申込兼委任状を
ご用意ください

検査費用明細書
・領収書の用意

検査人数を申告し、
審査が開始

提出必須資料を全て
用意し、交付申請

検査費用明細書、領収書、
アンケートを提出

額の確定後、
請求書を提出

補助金受領

その他支援策に関する概要は裏面をご覧ください▶▶▶

令和8年度 被害者保護増進等事業費補助金

補助金サイトはこちら→

☎ 03-4446-4346 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く
本事業は国土交通省に採択され、同省監督のもとTOPPAN株式会社が事務局業務を運営しています。



自賠責保険・共済のご案内

あなたの自賠責が、みんなの交通社会を支えている。

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和7年の事故発生件数は約29万件、死傷者数は約34万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク等1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

未加入・未更新で乗ると、拘禁刑または罰金の対象になります！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車（電動キックボード・モペット）を含むすべての自動車に加入が義務づけられています！

四輪車はもちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・軽二輪自動車）の、未加入、未更新にご注意を！！

自賠責制度の詳しい内容は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>



STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和8年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

令和6年・7年における熱中症死亡災害（陸運業）

発生月	業種	年代	気温℃	事案の業務・作業概要
R6.7	陸上貨物取扱業	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送ドライバー。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務ドライバー。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業中。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務ドライバー。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業中。
R7.8	一般貨物運送事業	50歳代	33.6	ドライバー。GSで、タンクローリー積載の燃料油を地下タンクへ移送作業中。

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I 度	めまい・生あくび・失神（「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。） 筋肉痛・筋肉の硬直（筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。） 大量の発汗	小 ↓ 大
II 度	頭痛・気分不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感（体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。） 集中力や判断力の低下	
III 度 IV 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害（呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。） 高体温（体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。）	

作業に関して次の対策をとしましょう

作業時間の短縮等	作業の休止時間や休憩時間の確保
暑熱順化	計画的に体を暑さに慣らし、汗をかきやすくなる期間を設ける
プレクーリング	作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制
水分及び塩分の摂取	水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取
服装による身体冷却	透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用
作業中の巡視	高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認

健康に関して次のことに注意しましょう

熱中症になる人の多くは、発症の当日または前日に、睡眠不足や食欲低下、下痢、風邪のような症状、だるさといった軽い体調不良が見られます。こうした不調に暑さが重なることで、急激に重症化するケースが少なくありません。

そのため、健康診断の結果に基づく対応だけでなく、作業前に「いつもと体調が違わないか」を確認すること、そして日頃からの体調管理がとても重要です。

熱中症の教育の実施と異常時の措置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、熱中症予防管理者、作業管理者、作業従事者に必要な教育を行うことが必要です。
- ② 熱中症が疑われる症状が見られた場合は、周囲の人がすぐに作業を中断させ、必ずその場から離して休ませること。涼しい場所へ移動し、体を冷やしながら、水分と塩分を補給させることが重要です。

また、以下のような症状の場合は、ためらわずに救急車を呼ぶか、医師の診察を受けさせてください。

- ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
- ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
- ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合



熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



発注者及び作業場所管理者による配慮

夏場の作業は、屋内・屋外問わず熱中症対策が必須です。

発注者は無理のない工期・費用に配慮し、休憩や水分補給が必要であることを理解しましょう。

作業場所管理者は、発症時に迅速に連絡・対応できる体制を整え、休憩場所の確保にも協力することが大切です。

また、受注者は休憩が必要となる可能性を、事前に関係者へ伝えておきましょう。

作業員自身も、緊急連絡先などを携帯し、万一来るべきことが重要です。

熱中症参考サイト

- 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html
- 熱中症ゼロへ <https://www.netsuzero.jp/>

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生3管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen/eisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ「ケミガイド」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



■腰痛を防ぐ職場の好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。

安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

■職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



■職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html



[無料配信] 法改正等の最新情報、 安全・健康確保の具体策などを 毎月お届けします

広報誌「陸運と安全衛生」のご案内



試読できます！

毎月 10 日に E メールでお届けします！（登録料・購読料：無料）

陸災防の広報誌 お届け先 登録方法

① FAX 送信（03-3453-7561） または ② QRコード

▼ FAX お申し込み用 記入欄

事業場名または 個人名	
都道府県	
電話番号	
メールアドレス	



（注） 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。<https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。届かない場合はお問合せください。
メールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに使用いたします。
QR コードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

お問合せ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

本部 業務部 広報課 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561

会員名簿の変更等について

令和8年9月1日

当協会発行の会員名簿(令和8年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
5	北四国クレーン 株式会社	【 入 会 】 代 表 者 植松 恵美子 所 在 地 〒761-8084 香川県高松市一宮町228-1 TEL(087)885-0161 FAX(087)885-0165
5	しぞーかライン 株式会社 四国支店	【 入 会 】 代 表 者 長谷川 宗広 指定代表者 西山 忠文 所 在 地 〒760-0065 香川県高松市朝日町5-4-18 VOICEビル3F-305号室 TEL(087)813-1785 FAX(087)813-1786
9	株式会社 絆 高松営業所	【 入 会 】 代 表 者 藤江 翔太 指定代表者 平田 健太郎 所 在 地 〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼3720-193 TEL(087)884-1353 FAX(087)884-4467
20	丸中運輸 株式会社	【 変 更 】 代 表 者 中山 彰人

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。